

他校の講師にも褒められるほどの完成度の高さ!

基礎講座〈主要4科目編〉〈マイナー科目編〉で使用する「スタンダード合格テキスト」は、司法書士試験全科目の基礎知識を習得するテキストです。初めて法律を学習する人でも、法律の体系や基本知識がしっかりと身につくようにコンパクトにまとめています。

特長1 法律論点を視覚的に理解できる!

ケーススタディが豊富に設けられ、具体例が示されているので、法律論点を具体的に・視覚的に理解でき、知識の定着を促します。

特長2 学習に必要な情報が満載!

重要条文はもれなく掲載されており、その都度、六法にあたる手間を省くことができます。また、本試験の出題履歴も表示されており、重要箇所の把握に大いに役立ちます。

特長3 学習しやすいレイアウト!

行間や余白が広いため書き込みがしやすく、情報をこのテキスト一冊に集約できます。また、細かな項目分けがなされているため飽きずにスラスラ読み進むことができます。



※表紙デザインは変更となる場合がございます。

▶Topics 方向感!

何を学習するのか、どこが重要かを明らかにすることで、学習の目的や方向性を明確にすることができます。

第4章 法律行為

第4章 法律行為

① 本章は、初學者の方にとっては少し分かりにくいかもしれない。しかし、契約等の具体的な話を考える上で重要とも知っておかなければならない事項なので、何となく確認していただきたい。

② ケーススタディ
AとBは、Aの所有する自動車Bに100万円を定める契約をした。この契約によって、どのような法的な効果が生ずるか。

売る ← B
A → 買う

1 法律効果、法律要件、法律事実
売買契約がなされると、その物の所有権は売主から買主に移転する（買主が所有主となる）。
また、買主は売主に対して「物を引き渡してくれ」と請求することができる。反対に売主は買主に対して「代金を払ってくれ」と請求することができる。
少し言い換えると、
売買契約という要件（法律要件）が果たば、引渡しを請求できる・代金を請求できるという効果（法律効果）が生ずる。
そして、売買という法律要件をもう少し分解すると

③ 売買
第905条 売買は、当事者の一方がある財産物を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

▶重要条文 効率化!

法律を学習する上で条文をチェックすることは欠かせませんが、本書では重要条文が引用されているので、六法を引く手間を省くことができます。

定められるべきである。
⇒ 民法で一定規定はしておくけれど、これと異なる定めをしているというところ。

【例】 買得物の権利をすべて買主が買得人ではなくて買得人とする場合は有効。
【例】 買得物の支払い時期について、毎月1日「買得金」を支払うという契約も有効。

④ アルファ
任意規定と異なる事項
任意規定と異なる事項がある場合は、法律行為の当事者がその性質による意思を有していることを認められるときは、その性質に従う（民法92）。

⑤ 社会的妥当性
(25件例)
第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。
① 意義
法律行為の目的が反社会性といえるものである場合は、その行為は無効となる。
② ③ ④ ⑤
「公の秩序又は善良の風俗」は、社会秩序や一般の道徳観念に反するような行為について法律的に認められにくいもの。

⑥ 用務的取引
「公の秩序又は善良の風俗」は、公序良俗といわれる。
⑦ 公序良俗違反の具体例
・ 不買得人などの人権に反する行為。
・ 風俗の異なる同居親族などの家族的な形による行為。
・ 人を殺すことを依頼する契約のように刑法上影響とされる行為、罪刑も同様。等々。

▶プラスアルファ 満足感!

適宜、プラスアルファとして、補足的な知識や応用的な内容が盛り込まれているため、中・上級者の方が読んでも満足する構成となっています。

第3節 債務不履行

金銭以外のものを約束した場合にも、違約金に関する規定が準用される。

② 民法は、違約金を損害額の予定と推定している（民法419）。したがって、違約金と別個に損害賠償の請求することはできない。また、違約金を支払うことによって他の損害賠償を請求することはできない。もっとも、「予定」されただけなら、債務者は、反約の返還をあげて、違約金の主張をすることもできる。

③ アルファ
違約金とは、契約違反に対する制裁として加えられる金銭の給付であり、損害賠償とは別個のものであるから、違約金の給付があっても、なお本来の損害賠償を請求することができる。

8 金銭債務に関する特則
(金銭債務の特則)
第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率の法定利率を超えときは、約定利率による。
2 債権の損害賠償については、債務者は、損害の証明をすることを要しない。
3 第1項の損害賠償については、債権者は、不可抗力をもって抗弁をすることができない。

民法419条では、金銭の法的な作用と、無効の無効性に基づいて、金銭債務の不履行に關して以下の特則を定めている。

① 要件に関する特則
② 債務者は、損害の証明をすることを要しない（民法419条）。
債務不履行による損害賠償を請求するに損害の発生および損害を証明しなければならぬという原則に對する例外である。
③ 債務者は、不可抗力をもって抗弁をすることができない（同項）。
これは、債務不履行による損害賠償責任は、債務者の責に帰すべき事由に基づくことを要するという原則に對する例外である。
したがって、金銭債務については、履行不能はありえず、常に履行遅滞となる。

▶ケーススタディ 臨場感!

具体的な事例や図を用いることによって、複雑な権利関係や法律論点を分かりやすく解説しています。質問形式で始まるため、まるで講義を受けているかのような臨場感を味わいながら読み進めることができます。

▶重要 明確化!

学習するうえで必ずマスターしておきたい箇所を、「重要」として表示しているため、学習のメリハリをつけることができます。また、復習の際に重要ポイントを確実に確認するのに効果的です。

▶過去問表記 リアル感!

過去に本試験で出題された論点には、出題履歴を表示しました。試験対策に必要な箇所を把握することができ、過去問にあたる際に威力を発揮します。「H15-17」は、平成15年度本試験択一式試験（午前部）の第17問で出題されたことを示しています。